

## 食品安全委員会（第827回会合）議事概要

日 時：令和3年8月3日（火） 14：00～14：25  
場 所：食品安全委員会大会議室  
出席者：山本委員長外6名  
動画配信：行政4名、一般4名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する  
リスク管理機関からの説明について

- ・ 添加物1品目  
L-酒石酸カルシウム

→厚生労働省から説明

本件について、ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループで審議することとなった。

(2) 農薬第五専門調査会における審議結果について

- ・ 「ペンシクロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第五専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 農薬及び動物用医薬品「ペルメトリン」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、

「ペルメトリンの許容一日摂取量（ADI）を0.05 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。